

役員選任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第14条第7項の規定に基づき、役員を選任方法について必要な事項を定める。

(選挙の公示等)

第2条 会長並びに評議員会は、各役員の任期が終了する150日前までに次の手続きをとる。

(1) 会長は、評議員会に対して、評議員若干名で構成される役員選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の設置を依頼し、選挙に係る業務を委嘱する。

(2) 前号で委嘱を受けた委員会は、会員に対して役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに地区会に候補者の推薦を依頼する。

(公示内容)

第3条 前条第2号により公示する内容は次のとおりとする。

(1) 理事の公募定数。別表の理事職務に基づき、10名以上15名以内。

(2) 監事の公募定数。1名以上3名以内。

(3) 選挙管理委員会名簿

(4) その他委員会が必要と認める事項

(候補者の資格)

第4条 正会員A、B及びCに所属する個人並びに正会員Dは候補者になることができる。

(候補者の要件)

第5条 候補者は、立候補による者と地区会から推薦された者とする。

2 推薦の場合は本人の受諾を要する。

3 候補者になろうとする者は、別紙様式により役員候補者届を期限までに委員会に提出しなければならない。

(候補者の受付)

第6条 委員会は、定款第14条及び本細則第4条並びに第5条の規定に基づき、資格、要件等を確認したうえ、立候補と推薦を受け付ける。

2 地区会からの推薦は選出定数以内とする。

3 受付期間は、選挙の60日前までとする。

(会長候補者の選考と推薦)

第7条 評議員会は、理事候補者のうちから1名を会長候補者として選考し、総会に推薦する。

(候補者の公示)

第8条 委員会は、選挙の30日前までに、会長、理事及び監事候補者の氏名、所属、職歴、協会役員・委員歴及び実績等を公示する。

(選挙)

第9条 役員の選挙は、総会において次のとおり行う。

(1) 会長の選出は、候補者に対する信任によって行う。

(2) 理事の選出は、会長1名を除いた定数に対し、候補者のうちから定数以内で投票により行う。

(3) 監事の選出は、定数に対し、候補者のうちから定数以内で投票により行う。

(4) 機関会員の代表者が個人会員である場合は、2票を行使することができる。

(5) 開票は、会長が指名する正会員立会人のもとに、委員会が行う。

(6) 投票の有効・無効の判定は委員会が行う。

(7) 当選は得票数の多いものから順に確定し、同数の場合は抽選により決する。

(8) 非当選の候補者を補欠者とする。

(9) 委員会は選挙結果を総会に報告する。

(補充と増員)

第10条 役員を補充又は増員する場合は、補欠者のなかから得票数が多い順に選任する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

(別表・理事職務)

職務名	人 数	担当委員会	
会長	1名		
専務理事	1名		
理事	総務担当	若干名	
	財政担当	若干名	
	広報担当	若干名	広報委員会
	組織・制度担当	若干名	組織・制度委員会
	出版・編集担当	若干名	出版委員会 編集委員会
	企画・調査担当	若干名	企画・調査委員会
	分担購入担当	若干名	分担購入委員会
	雑誌担当	若干名	雑誌委員会
	教育・研究担当	若干名	教育・研究委員会 協会賞選考委員会 奨励賞選考委員会 奨学委員会
	認定資格運営担当	若干名	認定資格運営委員会
	その他の臨時的職務	若干名	当該臨時委員会

注1 総務担当以下、それぞれの人数と分担は理事会で決定する。

2 職務を兼務する場合がある。